

諮問日：令和元年9月19日（令和元年度（最情）諮問第41号）

答申日：令和2年7月21日（令和2年度（最情）答申第8号）

件名：司法修習生採用希望者に関する欠格事由調査の方法が書いてある文書の不開示判断（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「司法修習生としての採用を希望する者に関する欠格事由調査の方法が書いてある文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、その存否を明らかにしないで不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和元年8月19日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書の存否が本当に不開示情報に相当するか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示申出文書については、「司法修習生としての採用を希望する者に司法修習生採用選考審査基準の不採用事由があるかを調査する方法が記載されている文書（最新版）」と整理した。

本件開示申出文書の存否を明らかにすることは、最高裁判所による不採用事由の調査の有無やその程度等に関する情報を開示することになり、その結果、今後の司法修習生採用選考において、不採用事由に該当する事実を申告しないまま採用選考の申込みを行う者が現れるなど、司法修習生採用選考事務の適正

な遂行に支障を及ぼすおそれがある（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号）。

よって、取扱要綱記第5に基づき、当該文書の存否を明らかにしないで不開示とした原判断は相当である。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和元年9月19日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 令和2年1月24日 審議
- ④ 同年6月19日 審議
- ⑤ 同年7月17日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 司法修習生については、最高裁判所が、司法試験に合格した者の中から採用すること、最高裁判所の定める一定の事由があるときは罷免することができることが規定され（裁判所法66条1項、68条）、さらに、司法修習生の罷免事由が定められている（司法修習生に関する規則17条、18条）。これらの規定の趣旨から、最高裁判所においては、司法修習生の採用選考に関し、罷免事由をも考慮して、司法修習生採用選考審査基準（令和元年7月3日付け）が定められ、同審査基準中に不採用事由について明記されている。司法修習生としての採用を希望する者は、同審査基準をも踏まえて採用選考の申込みを行うものと考えられる。

本件開示申出文書は、上記審査基準に掲げられた不採用事由の有無に関する最高裁判所による調査方法が記載されている文書であることから、その存否を明らかにすると、最高裁判所による不採用事由の調査の有無やその程度等に関する情報が公になると認められる。そして、同情報の性質を踏まえれば、これが公になると、今後の司法修習生採用選考において、不採用事由に該当する事

実を申告しないまま採用選考の申込みを行う者が現れるなど、司法修習生採用選考事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるという最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。

したがって、本件開示申出文書については、その存否を答えるだけで法5条6号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められる。

2 以上のとおり、原判断については、本件開示申出文書の存否を答えるだけで法5条6号に規定する情報に相当する不開示情報を開示することになると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子